

訴訟1 再審の訴え提起にあたって

弁護団声明

- ① 最高裁は、国籍法11条1項が合憲か違憲かを判断していません。
- ② 上告棄却・上告不受理の最高裁決定は明らかに誤りです。
- ③ 原告は再審の訴えを提起しました。最高裁は速やかに再審開始を決定し、国籍法11条1項が合憲か違憲か、理由を示して判断すべきです。

1 最高裁は国籍法11条1項が合憲か違憲か判断していない

(1) 東京訴訟と同じ文言

最高裁第一小法廷は、2025年5月26日、訴訟1の上告を、「民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。」として棄却し、上告受理申立ては、「本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。」として、不受理としました。

これはヨーロッパ在住の8名が提訴した、初めての国籍法11条1項違憲訴訟（東京訴訟）の最高裁第一小法廷決定（2023年9月28日）と、一言一句、同じ内容です。

(2) 例文決定は最高裁の法的判断を示すものではない

東京訴訟の決定も今回の決定も、最高裁でよく使われる定型文で書かれており、「例文決定」と呼ばれるものです。

「上告棄却の例文決定」「上告不受理の例文決定」は、簡単に言えば、「上告人／上告受理申立人の主張は、法律が定める上告理由／上告受理の理由にあたらぬので、判断をしない。」という内容です。つまり、例文決定は、上告人／上告受理申立人の主張を認めない、という最高裁としての法的判断を示したのではなく、争点に関する原審の判断を是認したものともいえない、とされています（『行政事件訴訟における調査検討・審理運営の在り方について』10頁、岩井伸晃、2024年）。

(3) 最高裁は、国籍法11条1項が合憲か違憲かの判断をしていない

このように、東京訴訟の最高裁の上告棄却・上告不受理の決定と、今回の最高裁の上告棄却・上告不受理の決定は、いずれも「法律に定める上告理由／上告受理申立理由に該当しない」と判断しただけで、原審の判断が正当であるとか、国籍法11条1項が合憲である、との判断を示したものではありません。

報道には、「国籍喪失規定の合憲確定 最高裁、米女性敗訴」等の見出しも見られますが、最高裁が憲法判断をしたかのような誤った印象を与えるおそれがあります。

2 最高裁が憲法判断をしなかったことは明らかに誤り

民事訴訟法 312 条 1 項は、「上告は、判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに、することができる。」と定めています。

訴訟 1 の第一審の福岡地方裁判所も控訴審の福岡高等裁判所も、憲法 10 条、13 条、14 条 1 項、22 条 2 項、31 条、98 条 2 項の解釈を行い、国籍法 11 条 1 項が合憲改憲かを判断しました。地裁も高裁も、原告が日本国籍を持っているかどうかについて判決を書くには、国籍法 11 条 1 項が合憲か違憲かを判断する必要がある、と考えたのです。

そして当然、原告も、原審である高裁判決には憲法の違反があることを理由として上告をしました。

したがって、最高裁は、当然、憲法違反の上告理由に対して、憲法に違反するか否かの判断を示さなければなりません。

また、訴訟 1 の福岡地裁と福岡高裁、訴訟 2 の東京地裁の判決は、最高裁が東京訴訟で例文決定による上告棄却をした後に書かれたものです。これらの裁判所は、最高裁が東京訴訟で「上告は憲法違反を理由とするものではない」としたにもかかわらず、「国籍法 11 条 1 項が合憲か違憲かを判断する必要がある」と考えたのです。

訴訟 1 及び訴訟 2 に、国籍法 11 条 1 項が憲法に適合するか否か、という問題が含ま

れていることは明らかであり、「上告に憲法違反の理由はない」とする最高裁の決定は誤りです。最高裁は、あえて国籍法11条1項の憲法適合性の判断を避けているとしか考えられません。

3 原告は再審を提起しました

(1) 再審事由は「大法廷で審理しなかったこと」と「判断遺脱」

訴訟1の原告は、上告棄却と上告不受理の決定に不服があるとして再審の訴えを提起しました（再審訴状は2025年6月23日、最高裁に提出されました）。

再審の理由は、上告棄却決定については、①大法廷で審理すべき事件を第一小法廷で判断したこと（民訴法338条1項1号「法律に従って判決裁判所を構成しなかったこと。」に該当）、②判決の前提である憲法上の争点について判断していないこと（同9号「判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと。」に該当）です。上告不受理決定については、「判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと。」（同9号）です。

(2) 例文決定に関与した裁判官の除斥と忌避、調査官の忌避について

再審提訴にあたり、原告は、上告棄却の例文決定をした第一小法廷の裁判官や例文決定の原案を書いた調査官が再審の訴えを担当することがないように、裁判官と調査官の除

斥と忌避の申立てをしました。

東京訴訟では、上告棄却の例文決定をしたのと同じ第一小法廷が、再審の訴えの審理も担当しました。しかし、上告棄却の判断をした同じ裁判官に、その判断の再考を期待することはできません。今回の再審で同じことが繰り返されないよう、除斥と忌避の申立てをしました。

(3) 最高裁は国籍法11条1項の憲法適合性について判断を示すべき

東京訴訟以降、5つの下級審判決が国籍法11条1項について憲法判断を示しているにもかかわらず、最高裁が二度にわたって「上告は憲法の違反を理由とするものではない」との理由で判断を示さないのは、極めて不自然な事態です。

弁護団は最高裁に対して、速やかに再審開始決定をしたうえで、大法廷で審理を行い、国籍法11条1項は合憲か違憲かについて、具体的な理由を示して判断を示すことを求めます。

2025年6月22日

訴訟1 原告弁護団